

議案第11号

公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について

令和5年11月13日に発生した事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

- 1 相手方 株式会社イーグルスタイル 代表取締役 A
- 2 事故の概要 令和5年11月13日午前10時50分頃、基山町庁用車のスズキエブリィを利用中、基山町大字宮浦1102番地5にある住宅へ訪問して帰る際、アクセルとブレーキを踏み間違い、小屋のシャッターを破損した。
- 3 損害賠償額 880,000円

令和6年3月4日提出

基山町長 松田 一也

令和6年3月14日原案可決